

発議第 3 号

志摩市議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び志摩市議会会議規則
第14条の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 26 日 提 出

志摩市議会議長 中村 孝司 様

提出者 志摩市議会議員

野名 澄代

賛成者

志摩市議会議員

小河光昭
濱 卓
濱 野 由人
山川 楠人
下村 卓也

志摩市議会議員

上村 秀行
松井 研二
堀江 (おん)
前田 俊基
金子 研世

志摩市議会議員定数条例の一部を改正する条例

(志摩市議会議員定数条例の一部改正)

第1条 志摩市議会議員定数条例(平成20年志摩市条例第35号)の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

志摩市議会議員定数条例(平成20年志摩市条例第35号)新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正後 (案)
地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、志摩市議会の議員の定数は、 <u>18人</u> とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、志摩市議会の議員の定数は、 <u>16人</u> とする。